

平成18年4月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成16年(行ウ)第292号 損害賠償(住民訴訟)請求事件
口頭弁論終結日 平成18年2月21日

判 決

東京都品川区

原 告

東京都品川区

原 告

東京都品川区

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士 千葉恒久
同 佃 克彦

東京都品川区広町2-1-36

被 告 品川区議会事務局長

市岡雅史

同訴訟代理人弁護士 德岡壽夫

主 文 --

1 被告は、自由民主党品川区議団に対し、769万8995円及び内金442万2042円に対する平成14年4月1日から、内金327万6953円に対する平成15年4月1日から、各支払済みまで年10.95パーセントの割合による金員の支払を請求せよ。

2 被告は、築館武雄に対し、442万2042円及びこれに対する平成14年4月1日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による金員の支払を請求せよ。

3 被告は、塚本利光に対し、327万6953円及びこれに対する平成15年4月1日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による金員の支払を

請求せよ。

- 4 原告らのその余の請求に係る訴えを却下する。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 主文①ないし③項と同旨
- 2 被告は、市岡雅史に対し、769万8995円及び内金442万2042円に対する平成14年4月1日から、内金327万6953円に対する平成15年4月1日から、各支払済みまで年10.95パーセントの割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、品川区の住民である原告らが、同区議会の会派である「自由民主党品川区議団」（以下「本件会派」という。）に対して平成13年度及び平成14年度に交付された政務調査費の各一部（平成13年度分442万2042円、平成14年度分327万6953円）は、区政に関する調査研究の経費以外の飲食の使途に支出（以下「目的外支出」ともいう。）されたから、同区に返還されるべきであると主張して、被告に対し、①本件会派に対しては不当利得返還請求権に基づき、②品川区議会事務局長の市岡雅史に対しては、不法行為（品川区長から委任を受け、本件会派及びその代表者らに対して行うべき返還請求を違法に怠り、同区に損害を与えていていること）に基づき、各769万8995円、③平成13年度における会派の代表者である築館武雄に対しては、品川区議会における政務調査費の交付に関する条例9条に基づき、442万2042円、④平成14年度における会派の代表者である塚本利光に対しては、同条に基づき、327万6953円の各金員及び上記①ないし④の各金員に対する各支出年度終了日の翌日（平成13年度分については平成14年4月1日、平成14年度分については平成15年4月1日）から支払済みまで品川区補助

金等交付規則17条に定める年10.95パーセントの割合による延滞金の支払を請求することを求めていた住民訴訟（地方自治法242条の2第1項4号本文）の事案である。

1 関係法令等の定め

- (1) 地方自治法100条12項（ただし、平成14年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）は、「地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、これを受けて、品川区議会における政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）は、「区議会議員の調査研究に資する必要な経費の一部に充てるため」、品川区議会議長に結成を届け出た会派（所属議員が一人の場合を除く。以下「会派」という。）に対し、月額19万円に当該会派の所属議員数を乗じた額の政務調査費を交付すると規定している（同2条、3条）。
- (2) そして、本件条例は、会派は、「政務調査費を区政に関する調査研究以外の経費に充ててはなら」ず（6条），代表者は、「当該会派が交付を受けた政務調査費を区政に関する調査研究以外の経費に支出した場合は、当該経費に相当する額を区長に返還しなければなら」ず（9条1項），また、「当該会派が交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において支出した政務調査費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を区長に返還しなければならない。」（同条2項）と規定している。
- (3) 一方、本件条例は、「政務調査費の使途および経理を明確にするために、当該会派の議員のうちから政務調査費経理責任者（以下「経理責任者」という。）を定めなければなら」ず（同7条1項），「経理責任者は、政務調査費の收支について会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、領収書等を整理しなければならない。」（同条2項）と規定している。更に、「代

表者は、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎四半期の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。」と規定している(8条1項)。

(4) 品川区議会議長の制定に係る、品川区議会における政務調査費の交付に関する規程(以下「本件規程」という。)は、政務調査費の使途につき、政務調査費の交付を受けた会派は、「別表に定める使途基準に従った経費に充てなければならない」(3条)とし、別表において、研究費、研修費、会議費、資料費、広報活動費、事務費、人件費の各支出項目を定め、「研究費」の内容について、「品川区の事務および地方行財政に関する調査研究に要する経費ならびに調査を委託する経費」とした上、「調査委託費、国内視察調査費、海外での調査研究費、翻訳料、交流会経費、交通費、宿泊費、食料費、飲食費等」を例示列挙し、「会議費」の内容につき、「各種会議に要する経費及び参加経費」とし、「会場借上げ費・機材借上げ費、資料印刷費、会議に伴う食費・飲料代、参加費、会費等」を例示列挙している。

また、本件規程5条1項は、「条例第8条の規定による収支報告書の提出は、政務調査費収支報告書(第4号様式)により行うものとする」と定め、同条2項は、「前項の政務調査費収支報告書を提出するときは、明細書(第5号様式)、領収書および支払証明書を添付しなければならない。」と規定している。

(5) 品川区長の制定に係る、品川区議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則(甲1の2)は、「議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書の写しを区長に送付するものとする。」(4条)、「区長は、当該会派の最終期の収支報告書の写しを議長から送付されたときは、当該年度に交付すべき政務調査費の額を確定するものとする。」(5条1項)、「区長は前項の額を確定したときは、政務調査費交付確定通知書(第4号様式)により会派の代表者に通知するものとする。」(同条2項)と規定している。

(6) 地方自治法は、地方自治体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任することができると規定し（153条1項、2項），同法施行令159条は、歳出の誤払又は過払の額の返還請求については、収入の手続の例により、当該支出をした経費に戻入れを行うとしている。そして、品川区長の制定に係る、品川区会計事務規則5条1項、2条3号、4号は、「区議会事務局に属する収入及び支出の命令に関する事務」を区議会事務局長に委任する旨規定している。

また、行政委員会等事務局の長等に支出負担行為を委任する規則2条1号、3条は、同区長の同区議会事務局長に対する支出負担行為についての委任事項として、議員の報酬、報償費、交際費、負担金補助及び交付金、扶助費、補償補填及び賠償金（見舞金に限る。）に係る事項を規定している。なお、地方自治法施行規則15条別記「歳出予算に係る節の区分」及び品川区長の制定に係る支出負担行為手続規程は、支出負担行為の整理区分について、報酬、給料、報償費、交際費、食糧費その他の需用費、手数料その他の役務費、負担金補助及び交付金、扶助費、補償補填及び賠償金等の区分を設けているが、独立に政務調査費用の区分は設けておらず、上記地方自治法施行規則15条別記の「備考」欄1には「節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること」とされている。

（乙1ないし3）

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告らは、いずれも東京都品川区内に居住する住民である。
- (2) 本件会派は、品川区議会内において自由民主党に所属する議員らが結成した会派である。

本件会派には、平成13年度（平成13年4月1日から平成14年3月末日までの期間）及び平成14年度（平成14年4月1日から平成15年3月末日

までの期間)には、13人ないし14人の議員が所属していた。

(3)ア 築館武雄は、平成13年度における本件会派の代表者として届出がされたものである。

イ 塚本利光は、平成14年度における本件会派の代表者として届出がされたものである。

ウ 市岡雅史は、平成17年4月1日から品川区議会事務局長の地位にある者である(乙6)。

(4) 本件会派は、品川区議会事務局長から、平成13年度及び平成14年度の各四半期ごとに、政務調査費として、平成13年度計2964万円、平成14年度計3078万円の各金員の交付を受けた(甲2の1ないし8)。

(5) 本件会派は、上記各政務調査費を、別紙一覧表のとおり、研究費及び会議費の名目で、飲食費の使途に支出した(以下「本件各支出」という。)(甲3の番号A1ないし182、B1ないし15、C1ないし89、D1ないし65)。

平成13年度 研究費446万7873円、会議費26万7455円
合計473万5328円(のべ店舗数197)

平成14年度 研究費228万1486円、会議費99万5467円
合計327万6953円(のべ店舗数154)

平成13年度、平成14年度合計801万2281円(のべ店舗数合計351)

(6) 原告 及び死亡前原告 は、平成16年4月16日、原告 及び同 は、同年5月12日、品川区監査委員に対し、平成13年度及び平成14年度の政務調査費のうち研究費及び会議費合計801万2281円について、支出場所の性格等に照らし、区政に関する調査研究費に当たらないから、品川区長において、上記金額から同区に返還済みの31万3286円及び延滞金6万1372円を差し引いた残りの要返還額769万

8995円及び延滞金の支払請求等の措置を行うべきであるとして、住民監査請求を行った。これに対し、同監査委員は、同年6月15日、平成13年度分に関する請求については期間超過を理由に監査を実施せず、また、平成14年度分に関する請求については監査を実施した上で、違法性を判断するに十分な論拠を見出すことができないなどとして監査請求を棄却した（甲5）。

なお、上記監査請求は、品川区長が本件会派に対して交付した政務調査費の返還請求及び延滞金の支払請求を怠る事実（いわゆる真正怠る事実）を違法な財務会計行為とするものであるから、平成13年度分の支出相当額に係る住民監査請求についても、上記返還請求権が消滅していない以上、監査請求期間を適用する余地はないものと解すべきである。

(7) 上記監査請求及び本件訴訟に先立つ平成14年7月23日、品川区の住民（原告ら以外の者）は、品川区監査委員に対し、本件会派が平成13年度に「研究費」の名目で支出した政務調査費（本件各支出のうち平成13年度分）について、上記(6)の監査請求と同様の理由により、会派代表者に対する返還請求等の措置を求める住民監査請求を行った上、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2第1項4号後段に基づき、支出当時の本件会派の代表者であった者に対して平成13年度政務調査費として620万4452円（計208件）及び延滞金相当額の支払を求める住民訴訟を提起した後、平成15年12月に、早期結審を求める趣旨から、29万8286円（計7件、別紙支出一覧表の網掛け部分）及び延滞金を求める内容に請求を減縮した。

このような経緯の中で、平成16年1月13日、本件会派代表者から品川区長宛に合計31万3286円及び同日までの延滞金6万1372円が支払われたことにより同区の損害が填補されたため、上記訴訟については、同年2月12日弁論終結を経て、同年4月13日、請求棄却（ただし、上記経緯

から、訴訟費用の2分の1は同事件被告の負担とする)の判決がされた(甲4の1ないし5, 7, 9)。

上記支払の対象は、別紙一覧表記載の網掛け部分のキャバレーフ「富士商事株式会社・白いばら」、カラオケバー「千泉」、パブ「エリコクラブ」、ライブハウス「ケントス」であり、上記支払の結果、本件各支出のうち平成13年度分の残額は、442万2042円(のべ店舗数189)となった。

3 争点

(1) 本件の主たる争点は、本件各支出が、本件条例6条、9条に規定する「区政に関する調査研究以外の経費」に充てられたもの(目的外支出)と認められるか否かである。

ア この点に関し、原告らは、政務調査費は使途を限定して交付される公金であり、本件条例が、目的外支出を明確に禁止し、これを防止すべく厳格な規定を設けていることに照らすと、その支出が認められるためには、調査研究目的の達成のための合理的必要性が存することを要するものと解すべきところ、本件各支出の内容をみると、支出の場所が、クラブ・スナック・パブ・居酒屋等、主として飲酒を楽しみ、更には女性ホステスや顧客との歓談やカラオケに興じることを目的とした店舗であったり、割烹・懐石料理・しゃぶしゃぶ・ふぐ・すし・うなぎ・てんぷら・そば・とんかつ等の専門店のほか、中華料理・焼き肉店・ファミリーレストラン・区内高級ホテル内のレストランなど、主として飲食自体を楽しむことを目的とし、更には飲酒を伴うこともある店舗であるなど、その性格上、区政に関する調査研究又は会議を行うにはおよそ不向きな場所となっており、そのような場所で調査研究又は会議が行われたとは考え難く、仮に調査研究又は会議が行われたとしても、当該支出の場所や店舗の性質、支出した金額や回数等から質的、量的にみて、これらの飲食費を政務調査費として支出する必要性、合理性が存したとは認められず、本件各支出は、結局、飲食、交

際又は遊興を主たる目的として行われたものとみるほかないから、目的外支出に当たる旨主張する。

イ これに対し、被告は、会派の活動に対する不当な干渉及び萎縮効果を防止し、議会の自律性を確保する見地から、各会派の政務調査費の経理について、被告には、領収書等をもとにした形式的な審査権しか認められず、目的外支出の有無についての判断は、各会派あるいは議会内における自律的なチェックに委ねられるべきであり、使途の適正は、收支報告書、領収書等の資料及び品川区情報公開条例に基づく公開により確保されるとし、本件条例9条も、特段の事情のない限り、交付金の返還の要否の判断を各派の代表者が行うことを明らかにしたものと解することができるから、被告が各派の代表者に対し、交付した政務調査費について、目的外支出であることを理由に返還を求める能够のは、領収書等の記載から一見明白に目的外支出に当たると認められる場合に限られると解すべきところ、本件各支出については、一見明白に目的外支出に当たるとまでは立証されていない旨主張する。

(2) なお、検討の前提として、地方公共団体の長が委任できる事務の範囲は、事務の性質上、長の専権とされるもの又は長自らの執行を同法が予定しているもの（議会の招集、議案の提案、主要役職員の任免等）を除き、長の権限に属する事務一般と解されるところ、前記1(6)のとおり、品川区長の制定に係る規則上、区長が区議会事務局長に委任できる事項は、区議会事務局に属する「収入及び支出の命令に関する事務」とされ、また、地方自治法施行令159条により、歳出の誤払又は過払の額の返還請求については、収入の手続の例により、当該支出をした経費に戻入れを行うとされていること、及び、目的外支出の対象金額につき返還請求を行うか否かは、当該使途に関する証拠に基づき法的観点から行われ、その判断に、格別高度の政治的判断を要するわけではないことにかんがみると、上記規則に基づき、目的外使用金

の返還請求に関する事務の執行権限は、品川区長から品川区議会事務局長に委任されたものと解するのが相当である。

また、上記(1)の主要争点に付隨して、本訴請求のうち、本件会派に対する返還請求を求める部分については、本件会派が権利能力なき社団と認められるか否か、会派の代表者に対する返還請求を求める部分との関係も問題となる。

第3 争点に対する判断

1(1) 前記関係法令等の定めによれば、政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部に充てるために会派に交付することが認められた公金であり（地方自治法100条12項、本件条例2条），その使途について、本件条例は、区政に関する調査研究以外の経費に充てることを禁止し（本件条例6条），これに反して区政に関する調査研究以外の経費に支出した場合には、会派の代表者に対し、当該経費に相当する金額を区長に返還すべき義務を課すとともに（同9条1項、2項），会派において、政務調査費経理責任者を定め（同7条1項），所定の明細書、領収書及び支払証明書を添付した收支報告書を作成し、議長に提出することを義務付け、收支報告書の写しの提出を受けた区長において、政務調査費の額を確定するものとしている（本件条例7条2項、本件規程5条）。

このように、法令及び条例が、政務調査費の支出について、区政に関する調査研究のための必要性があることを要求し、目的外の支出を禁止した上、その違反に対しては代表者個人にも返還義務を課す一方、政務調査費の額の確定に当たって、その支出を裏付ける書類を添付した收支報告書の作成、提出を要求しているのは、区民に対する説明責任と財政の健全な運用の見地から、公金の使途として許容される政務調査費の支出について、その適正を確保する趣旨によるものと解される。

他方、区議会議員は、広く区民から付託を受け、その権能の範囲内で、区

政の向上のために活動することが求められ、こうした目的を達成するために、議員個人として活動するだけでなく、会派を結成し、会派を通じて区政に関連する広汎な事象等について調査研究をしたり、会議を行うことが認められるものである。このような調査研究活動又は会議の場において、当該研究又は会議の目的達成の上で、関係者との会食等を要する場合あるいは当該研究や会議を行う日時について、昼食時や夕食時以外の日程をとることが困難である場合等に、飲食が必要となる場合もあり得るところであり、このような場合における飲食は、上記調査研究又は会議に伴うものとして、議員個人が日常、私的に行う飲食とは異なる公的性質を帯びるものということができる。

そこで、会派による飲食費の支出については、区政に関連する調査研究又は会議に伴い、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、区政に関連する調査研究又は会議に伴う一種の経費として、政務調査費の使途による支出と認められると解するのが相当であり、このような必要性、相当性の有無を判断するに当たっては、当該会議又は調査研究の目的、内容と当該飲食の場所及び内容、支出金額、回数等を考慮し、調査研究又は会議に伴うものとして社会通念上適切なものとして許容されることが必要というべきである。

「飲食費」につき、本件規程の別表「政務調査費の使途基準」が、「品川区の事務および地方行財政に関する調査研究に要する経費」（研究費）又は「各種会議に要する経費」（会議費）として支出することを認めているのも、上記の要件を満たす限りにおいて、適法ということができる。

(2) これに対し、被告は、議会の自律性を根拠に、被告が会派の代表者に交付した政務調査費について、目的外支出に当たることを理由に返還を求めることができるの、当該支出が、領収書の記載等から、一見明白に目的外支出に当たると認められる場合であることを要すると解すべきである旨主張する。

しかしながら、先にみたとおり、地方自治法は、政務調査費を「議員の調

査研究に資するため必要な経費」と定め、本件条例は、明文で目的外支出を禁止し、禁止及び返還請求の対象となる目的外支出の内容について、特に明白な場合に限定するとの文言を使用しておらず、政務調査費の支出の適正を確保するために各種具体的な規定を設けている。被告の主張によれば、領収書の記載等から一見明白に目的外支出に当たると認められる場合にのみ目的外支出の有無に関する被告の調査が及ぶこととなり、補充的な調査をすれば目的外支出に当たることが容易に判明する場合や、情報開示請求の結果と総合した結果、目的外支出に当たることが発覚した場合等においても、その支出の適否について第三者機関による審査が及ばないということになるが、事柄の性質上、議会又は会派による自律的解決が現実に機能しない場合も当然にあり得ることからすると、このような結果を、前記地方自治法及び本件条例の規定が許容しているとは考え難い。

むしろ、目的外支出の疑念が生じた場合に、被告において、その点の解明に必要な限度での調査を行うことは、上記規定の目的とする政務調査費の適正な使用の確保の見地からは必要なことというべきであり、それが、会派又は会派に属する議員の適正な活動を不当に阻害したり、萎縮させたりするものということはできない（当該研究又は会議と飲食との関係を調査する上で、会合の際の出席議員の具体的な発言内容や議員以外の相手方の氏名まで明らかにする必要があるわけではなく、また、議員自身の区政に関する調査研究又は会議における活動は、公的なものであって、その性質上秘匿すべきものではないはずのものである。）。

もとより、議会がその機能を十全に發揮する上で、その構成員である議員の所属会派の活動の自由を尊重することは必要なことであり、区政の向上に資する限り、会派による調査研究の対象が相当程度広汎にわたることが許容されるとしても、そのため公金を使用することが適法と認められるかどうかは、別途、公金使用の根拠規定の趣旨及び要件に照らして決せられるべき

であり、目的外使用金の返還請求の可否も同様に決せられるべきものであつて、議会の自律性を理由に、これらの規定の要件を、目的外支出に係る金員相当額の返還請求を制限する方向で限定的に解釈することはできないというべきである。

よって、被告の前記主張は採用できない。

2(1) 前記1(1)の解釈に照らして、本件各支出が目的外支出に当たるか否かを検討するに、本件各支出に関する領収書（甲3）並びに原告ら代理人の作成に係る調査報告書（甲10）及び弁論の全趣旨によれば、本件各支出の件数は、合計351件、飲食店舗総数154件、支出総額800万円近くに上り、その支出先は、別紙一覧表記載のとおりであることが認められるところ、このような公的施設外の飲食店舗等における飲食は、それ自体では外形上、日常私的に行われる飲食と区別することが困難であるから、その費用の支出については、当該会議の目的、時期、性質及び支出先の場所、性質、支出の内容、程度等からみて、当該飲食時の活動が、区政に関する調査研究又は会議として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情が存しない限り、目的外支出に当たると認めるのが相当である。

そこで、以下、このような見地から、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性があったか否かにつき、店舗の種類別に検討する。

ア バー・クラブ・スナック・パブ（店番号（甲10の一覧表中の店番号欄記載の番号。以下同じ）5ないし14）

これらの店舗は、通常、顧客が女性ホステス等を交えて飲酒、軽食、カラオケなどに興じる場所として利用されており、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所といえないことは明らかであり、本件訴訟における主張・立証活動状況（返還請求又は損害賠償請求の相手方は、補助参加して具体的な反論・反証を

行っておらず、被告は、前記解釈論を主張しているものの、事実関係については不知と認否するにとどまっている。以下、単に「本件主張・立証活動状況」という。）にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性があったとは認め難い。

イ 居酒屋・ビヤガーデン（店番号16ないし41）

これらの店舗は、通常、顧客が飲酒を伴う食事をし、歓談に興ずる場所として利用されており、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所といえないことは明らかであり（なお、屋形船観光船の船宿（店番号23、支出番号A24, 75, C43）での支出も含まれている。），本件主張・立証活動状況にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性があったとは認め難い。

ウ 割烹・懐石料理・うなぎ・しゃぶしゃぶ・すし・ふぐ・かに・そば・うどん・お好み焼その他の和食の店（店番号42ないし94）

これらの店舗は、通常、顧客が高価な料理を楽しんだり、飲酒を伴う会合を行う場所として利用されており、このうち、回転ずし店（店番号52、支出番号A169, A172）は、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所といえないことは明らかである。その余の店舗における飲食についてみても、当該店舗の性質や領収書から窺われる飲食代金に照らし、飲酒を伴っている場合が多いことが推認され、飲酒を伴わない場合があったとしても、料理の代金の合計額も相当高額に上っている場合が多く、本件主張・立証活動状況にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性及び社会通念上の相当性があったとは認め難い。

エ 天ぷら、とんかつ、中華料理、韓国料理、焼肉店（店番号95ないし131）

これらの店舗は、通常、顧客が当該店舗における専門の料理の食事を味わい、顧客において飲酒をすることもある場所として利用されており、このうち、ラーメン店は、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所といえないと明らかである。その他の店舗における飲食についてみても、当該店舗の性質や領収書から認められる飲食代金等（一度の「会合」につき数万円、高額のものとしては7万4900円（A29）から十数万円（A110）に及ぶ。）に照らすと、飲食（及びこれに伴う飲酒）を楽しむこと自体を主たる目的としていたと推認されてもやむを得ないところであり、本件主張・立証活動状況にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性及び社会通念上の相当性があったとは認め難い（なお、飲食代金が高額にわたらない場合でも、本件会派の所属議員が、日常、私的に行っている食事と異なる公的性質を帯びた飲食ではないと推認することができる。）。

オ 洋食レストラン（店番号15, 132ないし147）

これらの店舗は、品川区近辺の高級ホテル内のレストラン、イタリアンレストラン、ファミリーレストラン等であり、このうち、ファミリーレストランについては、その性質からみて、社会通念上、「区政のための調査研究」のための会合を行うのに適切な場所とはいえない難い。

その他の店舗における飲食についてみても、当該店舗の場所や性質等に照らすと、飲食（及びこれに伴う飲酒）を楽しむこと自体を主たる目的としていたとの疑惑を抱かれてもやむをえないところであり、本件主張・立証活動状況にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性及び社会通念上の相当性があったとは認め難い（なお、飲食代金が高額にわたらない場合でも、本件会派の所属議員が、日常、私的に行っている食事と異なる公的性質を帯びた飲食

ではないと推認することができる。)。

(2) 以上のとおり、本件各支出に係る飲食費については、いずれも、飲食当時の活動が、区政に関する調査研究又は会議に伴うものとして、社会通念上必要かつ相当なものであると認めるに足りる特段の事情が存しないから、目的外支出に当たるというべきである。

なお、証拠（甲10）によれば、原告ら代理人による店舗の調査ができなかつた支出や店舗の種類が不明の支出（店番号20, 22, 43, 74, 93, 112, 114, 115, 134, 146, 149ないし156。支出番号A14, 36, 48, 59, 82, 107, 147, 153, 159, 171, 173, B4, C2, 32, 33, 56, 71, 75, 85, 88, D2, 8, 13, 15, 59, 60）もあるが、証拠（甲3領収書）から認められる店名等からみて、その大半は、居酒屋・寿司・うなぎ・割烹・中華・ラーメン・洋食レストラン等から成っており、上記(1)で論じたことが妥当する上、本件主張・立証活動状況にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性及び社会通念上の相当性があつたとは認め難い。

3(1) 上記検討の結果を基に、原告らの請求について判断すると、次のとおりである。

ア 本件会派に対する返還請求等を求める部分について

本件会派は、本件各支出相当額について、目的外支出として法律上の原因なく利得していることになるから、品川区に対し、合計769万8995円の不当利得返還債務及びこれに対する各支出年度終了日の翌日（平成13年度分については、平成14年4月1日。平成14年度分については、平成15年4月1日）から支払済みまで品川区補助金等交付規則17条の規定する年10.95パーセントの割合による延滞金の支払義務を負うことになる。

なお、本件会派に対する返還請求を求める部分については、本件会派が権利能力なき社団と認められることが前提となるところ、本件会派は、独自の規約（甲8）を有し、区政の発展に寄与することを目的として設立されたもので（上記規約2条）、「自由民主党の党員であり、かつ、会派の目的及び活動に賛同する品川区議会議員」をもって組織され（同3条），その意思決定は総会の決議によることとされている（同5条）ことから、団体としての組織を備え、多数決原理が妥当しているといえる。そして、本件会派の代表者として「幹事長」を置き、副幹事長その他の役員が執行機関となり（同4条），財産管理の方法も規約上明定されている（同7条）。また、本件会派は、政務調査費の交付を受ける限りにおいて、管理すべき財産を有しているとみることができる（なお、本件訴訟に先立ち提起された、前記前提事実(7)の訴訟において、本件会派の代表者は本件会派が権利能力なき社団に該当する旨主張しており（甲7），本訴において、被告も、本件会派が権利能力なき社団に該当することは争っていない。）。したがって、本件会派は権利能力なき社団に当たるということができる（最高裁判所昭和39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁参照）。

イ 築館武雄及び塚本利光に対する返還請求等を求める部分について

築館武雄は、本件各支出のうち平成13年度分の支出額（442万2042円）について、塚本利光は、本件各支出のうち平成14年度分の支出額（327万6953円）について、それぞれ本件会派の代表者として、本件条例9条に基づく返還義務及び各金員に対する各支出年度終了日の翌日から支払済みまで品川区補助金等交付規則17条の規定する年10.95パーセントの割合による延滞金の支払義務を負うことになる。

なお、上記各人の支払義務は、それぞれ、前記アの本件会派の義務とは別個独立の債務ではあるが、目的を共通にすることから、両者が重なり合う額の限度で不真正連帶債務の関係に立つものと解される。

ウ 市岡雅史に対する損害賠償請求を求める部分について

市岡雅史は、品川区議会事務局長として、品川区長から、本件各支出金に係る収入及び支出の命令に関する事務を行う権限を委任され、その権限に基づき誠実に職務を遂行すべき義務を有するものと解される。

しかし、同人の上記地位は、品川区長の吏員として権限を委任されたものであるから、その財務会計行為の違法を理由とする損害賠償責任については、同法242条の2第1項4号ただし書による職員に対する賠償命令の請求によることを要するものと解される。そして、賠償命令の請求が、本件各支出金の返還と同一目的によるものであることから、その権限につき品川区議会事務局長に委任されたと解しても、本件訴えのうち、市岡雅史に対する請求を内容とする部分は、その請求の趣旨が賠償命令を請求するものではない（賠償命令は、当該財務会計行為について、対象となる職員に故意又は重過失があることを要件とする。）点において、不適法な訴えといわざるを得ない。

なお、賠償命令の請求によるべきか否かという点をおいたとしても、債権管理を怠る事実の違法を理由とする損害賠償責任が認められるためには、当該怠る事実によって地方公共団体に損害が生じたと認められることを要するところ、本件において、品川区の執行機関又はその委任を受けた職員が、本件会派に対する本件各支出金の返還請求を怠っているという事実から、直ちに同区に対し、未返還額相当額の債権について社会通念上回収不能等による財産的損害を生じさせたと評価することはできないから、本件訴えのうち、債権管理を怠る事実を理由とする損害賠償金の支払の請求を求める部分は、そもそも前提となる品川区の損害について、その事実の主張、立証を欠くものといわざるを得ない。

(2) 以上によれば、原告らの請求は主文第1項ないし第3項掲記の限度で理由があるから、認容し、その余の請求に係る訴え（本件訴えのうち、市岡雅史

に対して金員の支払を請求することを求める部分) は不適法であるから却下し、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 64 条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 大門匡

裁判官 関口剛弘

裁判官 菊池章

平成13年度「研究費」

支出番号	年	月	日	支出の相手方(飲食店)	店の種類	支出金額
A1	13	4	5	幸寿司	すし店	6,090
A2	13	4	10	サイクル(RESUTRANT CYCL)	レストラン	50,000
A3	13	4	14	つきじ 花むら 楽	しゃぶしゃぶ店	47,800
A4	13	4	16	レストランゼームス館	レストラン	29,500
A5	13	4	17	月亭	懐石料理店	24,832
A6	13	4	18	でん吉	居酒屋	5,754
A7	13	4	18	焼肉大盛苑	焼肉店	39,994
A8	13	4	22	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	7,875
A9	13	4	28	双葉鮨	すし店	13,600
A10	13	4	28	うなぎ専門店藍の家	うなぎ料理	6,000
A11	13	4	29	木曾路	しゃぶしゃぶ店	29,589
A12	13	5	1	カフェテラス アンデルセン	カラオケスナック	15,400
A13	13	5	5	上海料理喜じやく楼酒家	中華料理	10,048
A14	13	5	7	でん吉	居酒屋	6,795
A15	13	5	10	うなぎ専門店藍の家	うなぎ料理	29,850
A16	13	5	13	つばめグリル	レストラン	12,610
A17	13	5	14	居酒屋回転寿司日本海	居酒屋	5,995
A18	13	5	18	炭火焼肉牛小屋	焼肉店	20,580
A19	13	5	26	すき焼きしゃぶしゃぶ季節料理高尾	しゃぶしゃぶ店	44,513
A20	13	5	28	とんかつ美竹	とんかつ店	31,510
A21	13	6	2	寿し常	すし店	38,052
A22	13	6	2	カフェテリア ヴォネット	カラオケスナック	18,900
A23	13	6	5	三岩	居酒屋	18,000
A24	13	6	5	一龍屋台村	居酒屋	17,745
A25	13	6	6	焼肉大盛苑	焼肉店	20,895
A26	13	6	7	とんかつパスタ三慢丸久	とんかつ店	5,850
A27	13	6	8	レストランゼームス館	レストラン	30,000
A28	13	6	9	エル バンセドール(EL VENCEDOR)	バー	7,801
A29	13	6	10	蘭亭ぽんた	とんかつ店	74,900
A30	13	6	11	香楽飯店	中華料理	25,910
A31	13	6	12	天ぷら天仲	天ぷら店	47,620
A32	13	6	20	西安餃子	中華料理	10,594
A33	13	6	20	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	3,690
A34	13	6	20	割烹なかむら	割烹店	12,000
A35	13	6	23	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	14,660
A36	13	6	23	らーめんSL	中華料理	4,300
A37	13	6	23	ジェイエイエストレーディング(羽田空	レストラン	2,635
A38	13	6	24	家族亭	そば店	4,063
A39	13	6	26	とんかつひろせ	とんかつ店	28,000
A40	13	6	28	とんかつパスタ三慢丸久	とんかつ店	26,000

平成13年度「研究費」

A41	13	6	30	品川プリンスホテル	レストラン	19,267
A42	13	7	3	うなぎ専門店藍の家	うなぎ料理	16,190
A43	13	7	5	はな月亭	懐石料理店	24,012
A44	13	7	6	黒澤	そば・割烹	85,890
A45	13	7	6	レストラン・ワインバー佳庵シェモア	バー	23,310
A46	13	7	7	ホテル国際観光	レストラン	5,544
A47	13	7	7	西安餃子	中華料理	23,415
A48	13	7	9	割烹いづ美	割烹店	30,681
A49	13	7	9	カフェテリアヴォネット	カラオケスナック	28,940
A50	13	7	9	鮓山や	すし店	10,030
A51	13	7	12	カフェテリアヴォネット	カラオケスナック	28,947
A52	13	7	13	きし田	すし店	18,000
A53	13	7	13	魚可祝	和食	29,845
A54	13	7	14	富士商事株式会社	キャバレー	43,690
A55	13	7	15	カフェテリアヴォネット	カラオケスナック	21,000
A56	13	7	15	銀座香林	中華料理	14,416
A57	13	7	16	スペゲティーハウスオリーブ	イタリア料理	14,250
A58	13	7	16	はな月亭	懐石料理店	10,319
A59	13	7	17	レストラン 亭	レストラン	10,700
A60	13	7	18	魚可祝	和食	27,300
A61	13	7	18	レストランゼームス館	レストラン	14,090
A62	13	7	22	築地日本海	すし店	12,485
A63	13	7	22	千泉	カラオケバー	26,000
A64	13	7	24	蒲焼割烹宮川	うなぎ料理	5,040
A65	13	7	24	和風レストラン赤のれん	居酒屋	15,800
A66	13	7	26	パブ ロンシャン	パブ	26,700
A67	13	7	26	日本ふく料理まつ十	割烹店	40,000
A68	13	7	27	うなぎ季節料理香取	うなぎ料理	28,800
A69	13	7	27	とんかつひろせ	とんかつ店	7,350
A70	13	7	27	スナック みちくさ	スナック	29,500
A71	13	7	30	香楽飯店	中華料理	18,760
A72	13	7	30	酒と肴日替定食だいろ	居酒屋	28,000
A73	13	7	31	ファンタジー	クラブ	20,000
A74	13	8	3	香楽飯店	中華料理	71,200
A75	13	8	5	一龍屋台村	居酒屋	31,143
A76	13	8	8	ホテルパシフィックメリディアン東京	レストラン	18,942
A77	13	8	22	和食川平	和食	58,013
A78	13	8	22	和食川平	和食	3,505
A79	13	8	28	酒専門店樹連	居酒屋	21,600
A80	13	9	2	サパークラブ 清美	バー	40,000
A81	13	9	2	サンマイ(Ykniku&SusiSANMAI)	和食	11,413
A82	13	9	6	洋食家チャタ	洋食	17,800

平成13年度「研究費」

A83	13	9	7	銀座香林	中華料理	46,095
A84	13	9	7	千泉	カラオケバー	30,000
A85	13	9	7	とんかつひろせ	とんかつ店	4,725
A86	13	9	9	西安餃子	中華料理	7,108
A87	13	9	14	銀座香林	中華料理	33,285
A88	13	9	18	ビーエックス(BX)	イタリアン・カラオケ	20,260
A89	13	9	19	銀座香林	中華料理	53,445
A90	13	9	21	はな月亭	懐石料理店	10,219
A91	13	9	23	新亜飯店	中華料理	31,993
A92	13	9	25	エリコクラブ(ERIKOCLUB)六本木	パブ	105,000
A93	13	9	26	東京牧場	焼肉店	19,480
A94	13	9	27	はな月亭	懐石料理店	33,185
A95	13	9	30	西安餃子	中華料理	35,143
A96	13	10	1	千泉	カラオケバー	15,000
A97	13	10	4	香楽飯店	中華料理	25,220
A98	13	10	4	割烹四季	すし・割烹店	10,000
A99	13	10	7	万漁	居酒屋	10,000
A100	13	10	10	三岩	居酒屋	37,000
A101	13	10	10	いけす料理磯太郎	居酒屋	12,673
A102	13	10	12	吾作	割烹店	120,000
A103	13	10	15	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	22,000
A104	13	10	19	魚民	居酒屋	71,862
A105	13	10	21	玄海鮓	すし店	4,990
A106	13	10	28	おきやん	居酒屋(小料理)	27,400
A107	13	10	29	割烹いづ美	割烹店	7,623
A108	13	11	1	中華軽食こみや	中華料理	4,500
A109	13	11	2	銀座香林	中華料理	5,176
A110	13	11	9	焼肉大盛苑	焼肉店	25,819
A111	13	11	13	割烹いこい鮓	割烹店	70,000
A112	13	11	22	千泉	カラオケバー	25,000
A113	13	11	23	新橋亭	中華料理	13,975
A114	13	11	23	居酒屋れすと	居酒屋	22,070
A115	13	11	26	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	40,598
A116	13	11	27	レストラン・ワインバー佳庵シェモア	バー	21,210
A117	13	11	27	きし田	すし店	40,000
A118	13	11	28	ケント(KENTO'S GINZA)	ライフルハウス	18,596
A119	13	11	29	小料理あかね	居酒屋(小料理)	24,200
A120	13	12	4	居食屋和民	居酒屋	63,000
A121	13	12	5	千泉	カラオケバー	35,000
A122	13	12	6	中華軽食こみや	中華料理	13,800
A123	13	12	7	銀座香林	中華料理	35,122
A124	13	12	8	とんかつひろせ	とんかつ店	10,165

平成13年度「研究費」

A125	13	12	9	松	居酒屋	8,000
A126	13	12	10	魚可祝	和食	28,970
A127	13	12	10	江戸盃輪鮓	すし店	9,500
A128	13	12	11	スナック MAX	スナック	15,000
A129	13	12	14	マグネイト	クラブ	3,544
A130	13	12	20	万漁	居酒屋	10,000
A131	13	12	25	中華料理芳楽	中華料理	9,000
A132	13	12	26	万漁	居酒屋	10,000
A133	13	12	27	大衆酒場漁	居酒屋	13,240
A134	13	12	28	とんかつひろせ	とんかつ店	40,000
A135	14	1	5	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	47,000
A136	14	1	11	おふくろの味葉月	居酒屋	18,340
A137	14	1	12	しゃぶ鮮	しゃぶしゃぶ店	18,879
A138	14	1	17	吾作	割烹店	65,880
A139	14	1	22	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	37,318
A140	14	1	22	築地日本海	すし店	11,739
A141	14	1	23	焼肉大盛苑	焼肉店	11,497
A142	14	1	23	中華軽食こみや	中華料理	18,600
A143	14	1	23	万漁	居酒屋	10,000
A144	14	1	23	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	6,465
A145	14	2	1	とんかつ美竹	とんかつ店	14,700
A146	14	2	5	芳寿司	すし店	16,695
A147	14	2	5	家庭料理仲むら	不明	24,900
A148	14	2	7	ニュートーキョー	ビヤガーデン	14,679
A149	14	2	9	レストランゼームス館	レストラン	50,000
A150	14	2	11	しゃぶしゃぶ萬寿野	しゃぶしゃぶ店	23,582
A151	14	2	11	いろり	焼肉店	15,603
A152	14	2	18	ビーエックス(BX)	イタリアン・カラオケ	35,010
A153	14	2	19	でん吉	居酒屋	2,300
A154	14	2	21	蒲焼割烹宮川	うなぎ料理	3,000
A155	14	2	21	香楽飯店	中華料理	14,340
A156	14	2	24	香楽飯店	中華料理	8,520
A157	14	2	26	香楽飯店	中華料理	61,480
A158	14	3	1	焼肉大盛苑	焼肉店	39,396
A159	14	3	2	大宮亀	不明	35,280
A160	14	3	5	うなぎ専門店藍の家	うなぎ料理	28,040
A161	14	3	7	中華軽食こみや	中華料理	20,000
A162	14	3	8	香楽飯店	中華料理	53,240
A163	14	3	10	割烹どんぐり	割烹店	20,300
A164	14	3	10	デニーズレストラン	ファミリーレストラン	2,793
A165	14	3	11	小料理あかね	居酒屋(小料理)	28,500
A166	14	3	13	焼肉大盛苑	焼肉店	22,711

平成13年度「研究費」

A167	14	3	14	品川プリンスホテル	レストラン	8,547
A168	14	3	15	香楽飯店	中華料理	22,110
A169	14	3	15	戸越のおふくさん	回転すし店	3,940
A170	14	3	16	イタリアンキッチンオリーブ亭	イタリア料理	3,990
A171	14	3	17	洋食家チャタ	洋食	4,100
A172	14	3	21	戸越のおふくさん	回転すし店	2,910
A173	14	3	22	ばさでな丸二	不明	100,000
A174	14	3	22	中国料理再来留	中華料理	55,000
A175	14	3	23	しゃぶ鮮	しゃぶしゃぶ店	24,591
A176	14	3	23	品川プリンスホテル	レストラン	2,900
A177	14	3	24	香楽飯店	中華料理	30,860
A178	14	3	27	三岩	居酒屋	21,350
A179	14	3	27	土風炉	居酒屋	25,000
A180	14	3	28	かに道楽	かに料理	14,320
A181	14	3	28	銀座香林	中華料理	32,340
A182	14	3	30	とんかつひろせ	とんかつ店	44,100
						4,467,873

* 網掛け部分は既返還分である

平成13年度「会議費」

支出番号	年	月	日	支出の相手方(飲食店)	店の種類	支出金額
B1	13	5	17	香楽飯店	中華料理	16,130
B2	13	7	25	焼肉大盛苑	焼肉	20,265
B3	13	8	26	千葉	カラオケバー	15,000
B4	13	8	27	こん平	不明	16,500
B5	13	9	20	中華料理芳楽	中華料理	29,000
B6	13	9	21	香楽飯店	中華料理	23,680
B7	13	9	25	サパークラブ清美	バー	26,900
B8	13	10	4	川よし	ふぐ	16,900
B9	13	11	15	川よし	ふぐ	16,900
B10	13	11	26	川よし	ふぐ	14,300
B11	14	1	19	とんかつひろせ	とんかつ	21,480
B12	14	1	21	川よし	ふぐ	10,400
B13	14	2	25	香楽飯店	中華料理	10,000
B14	14	3	8	川よし	ふぐ	14,400
B15	14	3	15	川よし	ふぐ	15,600
						267,455

* 網掛け部分は既返還分である

平成14年度「研究費」

支出番号	年	月	日	支出の相手方(飲食店)	店の種類	支出金額
C1	14	4	2	レストランゼームス館	レストラン	8,570
C2	14	4	6	洋食家チャタ	洋食	18,900
C3	14	4	8	とんかつひろせ	とんかつ屋	50,000
C4	14	4	11	しゃぶしゃぶ薑	しゃぶしゃぶ店	47,500
C5	14	4	16	焼肉大盛苑	焼肉店	13,960
C6	14	4	16	日本料理九重	割烹店	23,100
C7	14	4	22	しゃぶしゃぶ薑	しゃぶしゃぶ店	3,360
C8	14	4	23	しゃぶしゃぶ薑	しゃぶしゃぶ店	44,490
C9	14	4	23	BX	イタリアン・カラオケ	10,970
C10	14	4	26	焼肉大盛苑	焼肉店	18,154
C11	14	4	28	鳥ぎん渋谷店	和食	6,140
C12	14	5	7	銀座香林	中華料理	25,074
C13	14	5	8	韓国家庭料理ソウル	韓国料理	22,785
C14	14	5	15	なるほど	割烹・小料理	10,000
C15	14	5	15	なるほど	割烹・小料理	10,000
C16	14	5	15	なるほど	割烹・小料理	10,000
C17	14	5	15	なるほど	割烹・小料理	10,000
C18	14	5	15	なるほど	割烹・小料理	10,000
C19	14	5	15	宮川	うなぎ料理	34,650
C20	14	5	16	韓国家庭料理ソウル	韓国料理	41,685
C21	14	5	18	しゃぶしゃぶ薑	しゃぶしゃぶ店	14,405
C22	14	5	29	BX	イタリアン・カラオケ	54,600
C23	14	5	30	へい珍楼	中華料理	84,480
C24	14	6	6	しゃぶしゃぶ薑	しゃぶしゃぶ店	47,200
C25	14	6	7	謝朋殿	中国料理	197,967
C26	14	6	8	藍の家	うなぎ専門店	21,000
C27	14	6	8	玄海鮓	すし店	28,500
C28	14	6	12	銀座香林	中華料理	25,412
C29	14	6	15	しゃぶしゃぶ薑	しゃぶしゃぶ店	47,000
C30	14	6	19	三岩	居酒屋	11,220
C31	14	6	19	韓国家庭料理ソウル	韓国料理	8,190
C32	14	6	20	ホテルラフォーレ東京	不明	120,000
C33	14	6	20	桂	不明	21,000
C34	14	6	21	いづみ	居酒屋	24,500
C35	14	6	21	炭焼凧豊樹	焼肉店	21,452
C36	14	6	23	究極ラーメン横濱家	ラーメン屋	3,930
C37	14	6	23	ふぐ料理鳥作	割烹店	43,520
C38	14	6	27	しゃぶしゃぶ薑	しゃぶしゃぶ店	33,110
C39	14	6	29	焼肉OGAWA	焼肉店	9,000

平成14年度「研究費」

C40	14	6	30	寿司割烹御旦弧	すし店	15,750
C41	14	7	1	銀座香林	中華料理	45,885
C42	14	7	3	ビストロハ詩	割烹店	6,660
C43	14	7	4	一龍屋台村	居酒屋	11,550
C44	14	7	4	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	9,240
C45	14	7	8	吾作	割烹店	6,670
C46	14	7	10	三岩	居酒屋	25,250
C47	14	7	13	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	29,510
C48	14	7	14	香楽飯店	中華料理	26,580
C49	14	7	9	小料理あかね	居酒屋(小料理)	34,000
C50	14	7	19	香楽飯店	中華料理	51,600
C51	14	7	19	香楽飯店	中華料理	6,720
C52	14	7	20	炭火焼肉牛小屋	焼肉店	18,742
C53	14	7	20	すしやの佐一	すし店	14,200
C54	14	7	22	小料理あかね	居酒屋(小料理)	44,600
C55	14	7	25	とんかつ美竹	とんかつ屋	20,700
C56	14	7	29	食彩蔵	不明	36,000
C57	14	8	1	双葉鮓	すし店	3,600
C58	14	8	6	三岩	居酒屋	29,850
C59	14	8	20	銀座香林	中華料理	33,000
C60	14	8	27	創作酒房Ochan	居酒屋	10,090
C61	14	9	8	藍屋	ファミリーレストラン	11,004
C62	14	9	10	レストランメヒコ有明店	シーフードレストラン	3,664
C63	14	9	12	とんかつひろせ	とんかつ屋	10,164
C64	14	9	13	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	10,325
C65	14	9	25	三岩	居酒屋	17,850
C66	14	9	29	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	19,275
C67	14	10	4	香楽飯店	中華料理	44,920
C68	14	10	8	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	33,000
C69	14	10	14	寿司居酒屋日本海	居酒屋	17,986
C70	14	10	20	万世	焼肉店	14,521
C71	14	11	20	魚とや	不明	12,780
C72	14	11	22	韓国家庭料理ソウル	韓国料理	31,000
C73	14	11	22	ホテルパシフィック東京 横濱	中華料理	27,142
C74	14	12	2	とん清	居酒屋	24,070
C75	14	12	3	Rccoon.Dog	不明	4,900
C76	14	12	11	すえひろ	焼肉店	1,186
C77	14	12	20	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	10,000
C78	14	12	?	美食酒家ちゃんと	居酒屋	30,422
C79	14	12	21	鮓割烹いこい鮓	すし店	17,100
C80	15	1	7	しゃぶしゃぶ壇	しゃぶしゃぶ店	51,610

平成14年度「研究費」

C81	15	1	10	しゃぶしゃぶ萬寿野	しゃぶしゃぶ店	7,481
C82	15	1	24	東京牧場	焼肉店	2,640
C83	15	2	2	和幸	とんかつ屋	2,625
C84	15	2	5	とん清	居酒屋	18,000
C85	15	2	22	酒味きくち	居酒屋	3,000
C86	15	3	7	なるほど	割烹・小料理	77,000
C87	15	3	9	とん清	居酒屋	12,600
C88	15	3	9	酒味きくち	居酒屋	38,200
C89	15	3	11	木曾路	しゃぶしゃぶ店	11,000
						2,281,486

平成14年度「会議費」

支出番号	年	月	日	支出の相手方(飲食店)	店の種類	金額
D1	14	4	8	川よし	ふぐ	7,800
D2	14	4	25	山源	うどん屋	4,900
D3	14	6	9	とんかつ美竹	とんかつ屋	15,000
D4	14	6	14	川よし	ふぐ	10,400
D5	14	7	1	川よし	ふぐ	16,900
D6	14	7	3	中華軽食こみや	中華料理	13,600
D7	14	7	8	川よし	ふぐ	15,600
D8	14	7	23	うなぎ喜よし	すし・うなぎ	24,200
D9	14	8	1	蒲焼割烹宮川	うなぎ料理	5,040
D10	14	8	2	寿し源平和島店	すし	21,378
D11	14	8	5	丸八	とんかつ屋	14,300
D12	14	8	9	中華軽食こみや	中華料理	7,800
D13	14	8	7	龍高飯店	中国料理	3,297
D14	14	8	13	漢城軒	焼肉	26,071
D15	14	8	14	平和島大飯店	中華料理	8,295
D16	14	8	20	銀座香林	中華料理	44,866
D17	14	8	23	三岩	居酒屋	11,000
D18	14	8	24	おふくろの味葉月	居酒屋	7,200
D19	14	9	6	なるほど	割烹・小料理	19,700
D20	14	9	8	西安餃子	中華料理	6,415
D21	14	9	9	船宿天ぷら三浦屋	天ぷら	9,880
D22	14	9	21	お好み焼きノンノン	和食	24,600
D23	14	9	27	割烹とんかつひろせ	とんかつ屋	39,975
D24	14	9	29	魚ふぐ鳥料理鳥作	和食	28,400
D25	14	10	4	韓国家庭料理ソウル	韓国料理	28,525
D26	14	10	5	麻布茶房	甘味・和食	21,152
D27	14	10	10	双葉鮓	すし	29,900
D28	14	10	10	築地日本海	すし	3,896
D29	14	10	11	菜館90宴	和食	15,200
D30	14	10	17	銀座香林	中華料理	37,695
D31	14	10	20	麻布茶房	甘味・和食	2,310
D32	14	11	2	魚ふぐ鳥料理鳥作	和食	3,000
D33	14	11	9	シセン(Cicen)	中華料理	3,400
D34	14	11	21	香楽飯店	中華料理	13,290
D35	14	11	25	和食川平	和食	21,000
D36	14	11	26	高田屋	そば屋	10,895
D37	14	11	28	レストランゼームス館	レストラン	5,000
D38	14	11	28	レストランゼームス館	レストラン	5,000
D39	14	12	4	焼肉大盛苑	焼肉	8,977
D40	14	12	5	銀座香林	中華料理	51,555
D41	14	12	6	うなぎ専門店藍の家	うなぎ料理	12,000
D42	14	12	7	和食川平	和食	24,120

平成14年度「会議費」

D43	14	12	10	韓国家庭料理ソウル	韓国料理	24,500
D44	14	12	18	しゃぶしゃぶ蓋	しゃぶしゃぶ	8,650
D45	14	12	19	和食川平	和食	16,800
D46	14	12	19	入船	洋食	6,737
D47	14	12	20	とん清	居酒屋	18,640
D48	14	12	20	すし割烹夕?	すし	16,100
D49	14	12	23	中華風居酒屋シノア	居酒屋	7,130
D50	14	12	27	三岩	居酒屋	22,350
D51	15	1	5	割烹とんかつひろせ	とんかつ屋	25,000
D52	15	1	12	高田屋	そば屋	2,050
D53	15	1	19	ふぐ、魚匠料理たらふく	ふぐ	14,590
D54	15	1	22	うなぎ専門店藍の家	うなぎ料理	12,600
D55	15	1	26	銀座ハゲ天	天ぷら	2,740
D56	15	2	10	お菜処わらじ	カラオケスナック	8,400
D57	15	2	23	寿司居酒屋日本海	居酒屋	15,823
D58	15	3	2	割烹とんかつひろせ	とんかつ屋	6,930
D59	15	3	2	寿司うなぎ喜よし	すし・うなぎ	21,000
D60	15	3	9	寿司うなぎ喜よし	すし・うなぎ	24,500
D61	15	3	10	韓国家庭料理ソウル	韓国料理	14,000
D62	15	3	11	ステーキハウスB&M	焼肉	10,395
D63	15	3	11	木曽路	しゃぶしゃぶ	11,000
D64	15	3	11	木曽路	しゃぶしゃぶ	11,000
D65	15	3	11	木曽路	しゃぶしゃぶ	11,000
						995,467